

1. 件名「東海第二発電所 廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定について」

2. 日時:平成28年6月6日(月) 11時00分~12時20分

3. 場所:原子力規制庁 3階会議スペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 事故対処室 水野補佐、青山専門職安全規制管理官(BWR担当)付 志間安全規制調整官、滝吉保安検査官、山本審査官、鈴木審査官、穂藤係員

日本原子力発電(株)発電管理室プラント管理グループマネージャー、他4名

5. 要旨

日本原子力発電より、東海第二発電所廃棄物処理棟における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定について、配付資料に基づき以下のとおり説明を受けた。

○本事象に伴う外部環境への影響はなかった。また、身体の汚染や過剰な被ばくはなかった。

○タンクベント処理装置室内で床ドレンファンネル内のたまり水が時々床面に伝い落ちている事象が継続的に発生している。

○外観目視点検の結果、タンクベント処理装置室内の機器や配管からの漏えいは確認できなかった。

○タンクベント処理装置室内床面に漏えいした液体の分析より、濃縮廃液貯蔵タンクに内包される廃液のみに含まれる成分(リン酸)が検出されたため、漏えいした液体は濃縮廃液系である可能性が高い。

○タンクベント処理装置室内床面に漏えいした液体は、濃縮廃液が濃縮廃液貯蔵タンクから気体処理系統を経由してタンクベント処理装置室にあるタンクベント冷却器に入り、その冷却器のドレンから当該ファンネルに入り込み、詰まりが生じたため、床面に溢れたものと推定。なお、濃縮廃液が気体処理系統を経由したメカニズムは調査中である。

○タンクベント処理装置室内の漏えいや汚染を拡大させないための安全措置として、以下の項目を実施または計画している。

- ・当該ファンネル周りに仮設の堰を設ける。
- ・濃縮廃液貯蔵タンクへの流入源となる弁をすべて隔離。
- ・タンクベント処理装置室(漏えい箇所)の監視強化策として3時間毎に現場パトロールを実施。
- ・ITVカメラを設置し中央制御室からタンクベント処理装置室を常時監視できるようにする(6月7日目途)。

○廃液中和ポンプエリアのたまり水の放射能は微量で、たまり水の発生源と推定される天井配管貫通部からの滴下は、6月3日以降止まっている。

原子力規制庁より、漏えい拡大防止等の安全措置を着実に実施するとともに、本事象の原因を究明するよう伝えた。

6. 資料

- ・東海第二発電所 廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定について